

**山形県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画**  
**第1の別に定める「くろまぐろ」について**

（第4管理期間）

平成30年10月11日一部改定

**第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針**

- 1 本県においては、くろまぐろは、はえ縄漁業及び一本釣り漁業並びに定置漁業により、日本海で漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について、本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてにより詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、本県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定の締結等を促進し、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

**第2 くろまぐろの漁獲可能量について山形県の知事管理量に関する事項**

くろまぐろ 30 キログラム未満の小型魚 (以下「小型魚」という。)	7.7 トン	うち 0.079 トンを留保する
くろまぐろ 30 キログラム以上の大型魚 (以下「大型魚」という。)	8.6 トン	—

本県は小型魚及び大型魚について、定置漁業を対象に漁船漁業等の広域管理に参加する。本計画で当初定めた定置漁業の割当量は、第3で定めるところにより変化するのにあわせて、上表の本県の知事管理量も変化するものとする。

我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県の知事管理量及び漁船漁業等の広域管理量のうち本県の定置漁業の割当量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量及び本県の定置漁業の採捕の数量をもって、本県の知事管理量及

び定置漁業の割当量とする。

### 第3 くろまぐろの知事管理量について、採捕の種類別又は海域別の数量に関する事項

採捕の種類別の割当量は次のとおりである。

採捕の種類	小型魚	大型魚
本県の漁船漁業の割当量	7.421 トン	8.5 トン
本県の定置漁業の割当量	0.200 トン	0.1 トン

(注) 漁船漁業とは定置漁業以外の漁業をいう。

漁船漁業の海域別の割当量は次のとおりである。

海域	小型魚	大型魚
飛島地先水面	3.144 トン	- トン
酒田・遊佐地先水面	0.847 トン	- トン
旧鶴岡市地先水面	0.635 トン	- トン
旧温海町地先水面	2.795 トン	- トン

本県の採捕の数量が採捕の種類別又は海域別の各数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合は、定めた採捕の種類ごと又は海域ごとに海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「法」という。）第10条第2項の規定に基づく採捕の停止等の命令を発出する。

小型魚について、本県は、定置漁業を対象として、大阪府、岡山県、佐賀県、大分県及び沖縄県とともに漁船漁業等の広域管理を行うこととする。このため、広域管理に参加する府県における漁船漁業等による採捕の数量の合計がこれらの府県の漁船漁業等の割当量の合計2.0トンを超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県が定置漁業の割当量を消化していない場合であっても、その時点における本県の定置漁業の採捕の数量をもって、本県の定置漁業の割当量とする。

大型魚について、本県は、定置漁業を対象として、大阪府、岡山県、佐賀県及び大分県とともに漁船漁業等の広域管理を行うこととする。このため、広域管理に参加する府県における漁船漁業等による採捕の数量の合計がこれらの府県の漁船漁業等の割当量の合計14.1トンを超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、本県が定置漁業の割当量を消化していない場合であっても、その時点における本県の定置漁業の採捕の数量をもって、本県の定置漁業の割当量とする。

### 第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

1 通常報告体制

漁業協同組合は本県に対し、漁船漁業、定置漁業のいずれにおいても、数量の積み上がりに関わらず、年間を通じてくろまぐろの水揚げがあった日ごとの採捕の数量を報告することとする。

この報告結果は、適宜、集計値を漁業協同組合等県内関係者へフィードバックするとともに、水産庁に通知する。

2 緊急報告体制について

① 漁業協同組合は急激な採捕の数量の積上げに備え、以下に該当する場合は速やかに本県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
山形県漁業協同組合	漁船漁業	・全県で小型魚又は大型魚のどちらか1日500キログラムを超える量の採捕
	定置漁業	・全県で小型魚又は大型魚のどちらか1日50キログラムを超える量の採捕

② ①の本県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	本県への連絡
山形県漁業協同組合	・各漁業者は、各地区代表者に電話等で連絡	・地区代表者は、漁協指導課に電話等で連絡	・漁協指導課は庄内総合支庁水産振興課に電話等で連絡

※ 漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※ 本県は、上表の漁業協同組合と本県間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

③ ①の緊急報告がなされる急激な採捕があった場合、小型魚又は大型魚の別に直ちに当該漁業者が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、本県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
漁船漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量漁獲があった旨の緊急連絡。</li> <li>・県の残枠が判明するまでの間は、当面、小型魚又は大型魚もしくはその両方のくろまぐろの目的操業の自粛、混獲時の生存個体の放</li> </ul>

	流、漁業協同組合の荷受け自粛。
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該漁業協同組合は所属組合員に対し、大量入網があった旨の緊急連絡。</li> <li>・県の残枠が判明するまでの間は、当面、小型魚又は大型魚もしくはその両方のくろまぐろの生存個体の放流、くろまぐろの入網判明時の網の開放や臨時休漁、漁業協同組合の荷受け自粛。</li> </ul>

④ 本県は、①の採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

### 3 採捕の数量の公表について

- (1) 本県は、法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2又は第3の数量（留保の数量を除く）の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該採捕の数量を公表するものとする。
- (2) 採捕の数量が漁船漁業等の広域管理量又は我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の（1）の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の（1）の公表とする。

### 4 早期是正措置

本県は、前述の採捕の数量の公表後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。

#### 【漁船漁業】

- (1) 小型魚又は大型魚の別に漁船漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
  - ・毎週土曜日は当該くろまぐろを対象とした操業を自粛する。
  - ・当該くろまぐろの生存個体の放流に取り組む。
- (2) 小型魚又は大型魚の別に漁船漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
  - ・毎週土曜日及び毎週火曜日は当該くろまぐろを対象とした操業を自粛する。
  - ・操業隻数や投縄数の抑制に取り組む。
  - ・当該くろまぐろの生存個体は放流する。

- (3) 小型魚又は大型魚の別に漁船漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・当該くろまぐろを対象とした操業を自粛する。
  - ・当該くろまぐろの採捕はやむを得ない混獲のみとし、超過を確実に避けるために1日1人1尾、混獲採捕の時点で当該日の操業は切り上げる。
- (4) 漁協は(1)から(3)の取組状況について、くろまぐろの漁獲があった漁業者ごとの記録を求め、履行を確認する。

#### 【定置漁業】

- (1) 小型魚又は大型魚の別に定置漁業の割当量の7割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・毎週土曜日は網起こしをしない。
  - ・当該くろまぐろの生存個体の放流に取り組む。
- (2) 小型魚又は大型魚の別に定置漁業の割当量の8割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・毎週土曜日及び毎週火曜日は網起こしをしない。
  - ・大量入網があった以降、垣網撤去に取り組む。
  - ・当該くろまぐろの生存個体の放流に取り組む。
- (3) 小型魚又は大型魚の別に定置漁業の割当量の9割を超えるおそれがあると認めるとき
- ・毎週土曜日及び毎週火曜日は網起こしをしない。
  - ・大量入網があった以降、垣網撤去に取り組む。
  - ・当該くろまぐろの生存個体は全て放流する。
- (4) 漁協はくろまぐろの入網が確認された場合には、(1)から(3)の取組みについて履行状況を記録し報告するものとする。

#### 5 遊漁者及び遊漁船業者（以下「遊漁者等」という。）の管理について

- (1) 本県は、管内の漁業者への管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁者等に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、本県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (2) 特に、プレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、本県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

### 第5 その他くろまぐろの保存及び管理に関する重要事項

#### 1 採捕の停止命令について

- (1) 本県の採捕数量が第2の知事管理量の小型魚については9割5分、大型魚については9割を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- (2) 本県の採捕数量が第3の採捕の種類別又は海域別の数量の9割5分を超える時点で、

法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。

- (3) なお、本県の採捕の数量の積み上がり状況によっては、知事管理量を超えないようにするため、採捕の種類別又は海域別の数量のうち、最初に超えるおそれが著しく大きいと認める数量について、当該数量の9割5分を超える時点で、採捕の停止命令をするものとする。
- (4) 我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量又は漁船漁業等の広域管理量を超えるおそれが著しく大きいと認めて農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量又は本県の定置漁業の採捕の数量をもって知事管理量又は定置漁業の割当量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令をする。
- (5) 遊漁者等による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県知事の採捕の停止命令（法第10条関係）が出された際は、本県の水面での遊漁者等に対し、漁業者と同様の指導を行う。

## 2 第3管理期間の超過分の差引等について

- (1) 本県は、第3管理期間における本県の漁獲枠超過量又は獲り控えによる国からの上乘せ配分量については、確定した段階で第2及び第3の数量を調整する。
- (2) この場合、調整後の数量は、その後に開催する最初の山形海区漁業調整委員会に報告する。